

平成26年10月2日（木） 午前10時開議

<齊藤守議員のみ抜粋>

○齊藤 守君 自民党の同僚の皆さん、そして先輩の議員の皆さんの御配慮によりまして、本日、ここでこうして政策について語り合える場をつくっていただいたということ、心からまず感謝を申し上げます。

そして、本日は船橋から生活学校の皆さん、船橋市漁業協同組合の滝口組合長にもおいでいただきまして、本当にありがとうございます。傍聴してくださる方が大勢いらっしゃるとう心強く質問ができます。できるだけ皆様に私の考え方が届けばいいなというふうな思いで質問させていただきますけれども、特に森田知事を初め県庁の職員の皆様に御理解いただければというふうな思いから質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

また、時間の関係で通告5番の特別養子縁組については次回以降にさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず最初に、県道船橋我孫子線の交通問題について質問させていただきます。

この道路の渋滞の問題については、初めて県議会に出させていただいた年の予算委員をさせていただいたとき、平成24年度の予算の中に交通量調査等の予算をとっていただきました。そして、すぐに実行していただいたことには、県の仕事は速いなというふうに関心したものです。感謝しております。しかし、私などは調査、計画、実行とスムーズに進んでいくものと考えてしまうのですが、平成25年度、26年度の調査後の動きがなかなか見えてきません。そのあたりはどうなっているのかなというふうに思うわけです。

また、今回はこの道路のうち、皆さんに資料として配付しておりますけれども、1番のところを見ていただければと思いますが、花輪から鎌ヶ谷方面に向かって中野木跨線橋を越え、東船橋駅に入る交差点の安全対策について特にお願いしたいと思っております。資料の1枚目の左上のほうに拡大した図面があるんですけども、この交差点は片側2車線になっているわけですが、鎌ヶ谷に向かっては右折レーンをとっているんですけども、花輪方面に向かって東船橋駅に右折するには右折レーンがありません。そこで、ここを右折して駅方向に行く車は、片側2車線の内側の車線にとまって曲がれるチャンスを待つことになります。そして、その後ろに直進の車がとまって渋滞や事故の原因の1つになります。一方、この車の反対車線、鎌ヶ谷方面に行く車線は、その次の交差点が2車線から1車線になるので、内側の車線は常に渋滞をしております。そして、外側の車線は次の信号で左折専用になるので車の量が少なく、スピードを出して走ってきます。そのため右折車と直進車の事故も多く、昨年は3件、一昨年も3件の人身事故が起きております。いつ死亡事故が起きてもお不思議ではありません。早急に右折レーン設置などの対策を実施すべきと考えます。

そこで質問は、県道船橋我孫子線の渋滞対策及び東船橋駅入り口交差点の安全対策についてどのように考えているかお聞かせください。

また、図1の一番上のあたりですけれども、この道路、鎌ヶ谷方面に金杉十字路を越えて坂道を下って上がります。そして、最も低い部分で雨が降ると必ず冠水してしまうという陳情がありました。これも渋滞の原因の1つになるわけですが、そのことを県土整備部に話させていただくと、早速道路の取水口の一部を掃除して下さったということで感謝いたします。しかし、専門の人に聞くと、この道路のU字溝は、一番低いところに取水口が1カ所あるだけで、そこから雨水が下の川に流れていくという構造になっているようです。そして、この取水口の口径が小さく、1カ所しかないため、雨が降ると両側から水が流れてきて取水口のところでぶつかって水があふれるというふうな構造になっているような話を聞きました。対策には、取水口などを改善するしかないとのことでした。

そこで質問は、船橋市金杉町地先において大雨時に道路冠水が発生しているが、どのような対策を考えるか。

次に、三番瀬における漁業についてお聞きしたいと思います。

三番瀬は、干潟としては東京湾奥部最大の面積のところですが、東西5,700メートル、南北4,000メートルに広がり、水深1メートル未満の面積は約1,200ヘクタール、水深5メートルまでの海域を含めると約1,800ヘクタールに達します。ここは昔から大変豊かな漁場で、江戸時代には御菜浦として指定され、江戸幕府に魚介類を献上しておりました。江戸を支える食料供給基地であったわけです。また、アサリ、ハマグリなどの養殖は江戸末期から、ノリ養殖も明治に入り本格的に始まっています。そして、漁師たちは公害や環境悪化と戦って、この漁場を守ってきました。

しかし、1960年代、1970年代の経済政策の中で、県の埋め立て事業に協力する目的で、船橋の漁業協同組合では、昭和48年に県と漁業権の放棄に伴う損失補償に関する協定書を結びました。しかし、埋め立て事業がすぐに行われなことから、県企業庁と組合とは覚書を交わして埋め立てが行われ、組合員の転業や住宅を県があっせんできるまでの間、臨時的な漁業の行使に必要として、短期漁業権免許を1年1年交付していました。そして、その後、自然保護運動の高まりやオイルショックなどを背景に計画が凍結されたり、また京葉港二期地区計画が発表されたり、反対運動や計画変更などを経て、ついに2001年、堂本知事により埋立計画の白紙撤回がなされました。あれから40年、漁業者は県の政策に翻弄されながらも、必死の思いで三番瀬の海を守り、千葉県のお食を守ってきました。

しかし、その間、漁業者は毎年減ってきました。資料の2枚目で見ると、昭和48年、この協定が結ばれたころは930人いた正組合員は、現在では資料3枚目で見ると135人です。しかも、70歳以上が76人、65歳以上69歳までが16人。要するに65歳以上が92人で67%です。50歳未満は19人で14%。これが実態です。なぜ若い人が後を継がないのか。当たり前話です。1年1年の短期免許では、仕事が続けられるのか不安です。我々議員だって4年間の免許をもらえるんですから、親だって、子供にこんな仕事を勧められません。借金して新しい船を買うなど、設備投資できないのは当たり前話です。

漁業法は第21条において、第1項で漁業権の存続期間は10年または5年と定められており、第2項で「都道府県知事は、漁業調整のため必要な限度において前項の期間より短い期間を定めることができる。」と例外を規定しています。しかし、40年間例外です。これは例外ではないと思います。しかも、堂本知事によって埋め立ては白紙撤回され、昭和48年の協定書は県の

政策として一方的に破棄されたわけです。ですから、企業庁と毎年結んでいた漁業権の覚書も、先ほど言った臨時的な漁業の行使のために必要とする新たな短期漁業権免許の申請を承認するというこの覚書も、平成22年を最後に結ばれていないんです。ぜひ5年、10年の通常免許にして、三番瀬での漁業をなりわいとしている人たちの安定を図り、後継者育成に力をかしていただきたいというのが私の願いであります。

それからもう1つ、三番瀬のアサリや、最近ではホンビノスガイの密漁の問題です。ことしは例年になくアサリが豊漁だと新聞に載っておりました。途端にインターネットでは、どこに行けばアサリがとれるのかといった話題が沸騰しております。一般的には、漁業権の区域は海岸線のところから始まるんですけども、ここ三番瀬においては、護岸から一定区間あいて漁業権区域が始まります。そのため漁業者は、漁業権区域との境に旗を立てて目印にしているんですけども、密漁者は護岸から入ってきて、組合の人たちが見回りをしているときは区域内には入らないのですが、人の目がないと区域内に堂々と入って、貝まきやまんがといった、そういった特別な道具を使って大量に、また小さな貝まで持っていってしまうそうです。ぜひこの区域の問題も見直していただきたいと思います。

そこで質問は、三番瀬海域の漁業権について、これまでの1年ごとの短期漁業権を通常漁業権に見直すべきと考えるが、どうか。また、漁業権の区域の設定も見直すべきと考えるが、どうかをお答えいただければと思います。

続いて教科書採択についてお聞きいたします。

高校は毎年教科書採択が行われますが、小・中学校は4年に1度です。ことしは小学校の教科書の採択が行われました。そして、来年は中学校の教科書の採択が行われ、平成28年度から新しい教科書で授業が行われることとなります。この問題について、いつも不思議に思うのは、どこの会社の教科書を使うのかの採択の権限はどこにあるのかということです。公立の小・中学校の場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、学校設置者である地方自治体の教育委員会にあるとされています。しかし、私の知る教育委員の方向人かに聞きますと、みんな採択のときは会議室の隅に全部の教科書がうずたかく積まれているだけで、事務局から配られた資料を見て同意するだけで、教科書の中身など見たことないとのこと。これが実態のようです。算数や理科はそれでもよいかもかもしれませんが、国語や社会など、教科書会社や執筆者の考え方で違いがある教科書ぐらいは目を通してよと言いたくなります。しかも、共同採択地区では、幾つかの市町村から選ばれた選定委員が事前に選定した教科書を、その採択地区の市町村の全ての学校が使わなければなりません。教育委員会会議は、選定会議で決められたことに同意をするというふうなことのようです。こういうことが教育委員会の形骸化と言われるようなゆえんの1つになるのではないかと思うわけです。やはり各市町村の教育委員の皆様には、必要とする教科書は事前に貸し出しをするなど、十分な時間をとって研究してもらいたいというふうに思う次第です。

また、県では、市町村の教育委員会の指導、助言ということで教科用図書選定資料をつくっています。これですけれども、これは前回、24年度の資料ですが、5月ごろに新しく検定を通った教科書が県に送られてきて、6月までには全教科書を読み込んでこれだけの資料をつくるわけですから、大変な作業だと思います。議会では、平成23年の2月議会において、教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議をし、6月には教

育長名で関係部署に通知を出していただいております。また、改選後の6月議会では、先ほど読み上げた表題と同じですけれども、より細かくした内容で次のような決議をしております。ちょっと読み上げますと、

平成18年の教育基本法改正では、新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが教育の目標の一つとして示された。これを受けて改正された学校教育法では、義務教育の目標の一つとして、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導く」ことが規定され、これらの教育法規改正に基づき学習指導要領の改訂が行われ、教科書会社は教科書の編さんを行った。

ちょっとあけて、

文部科学省の教科用図書検定調査審議会は、教育委員会が装丁や見ばえではなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い、各採択権者の権限と責任のもと、地域の実情に最も適した教科書を採択していくことや、教育基本法の改正内容や学習指導要領の改訂を十分理解し、適切な教科書採択を行うよう求めている。よって、教育委員会においては、下記の事項を踏まえ、公正かつ適切な教科書採択が行われるよう強く求める。記 1. 審議会の答申を踏まえ、教育委員会の委員その他学校関係者に教育基本法及び学校教育法の改正並びに学習指導要領改訂の趣旨について周知徹底を図り、教育課程が改善されたことに対する理解を深めること。2. 各教科書が教育基本法、学校教育法や学習指導要領に照らし、教育の目標を達成し得るものとなっているのか評価の指標を設け、おのこの教科書の特徴や個性、表記に関する比較検討ができるよう調査研究を行うこと。3. 教育委員会の責任のもと、教育基本法、学習指導要領の目的・目標等の達成を目指し、最も適した教科書を採択すること。以上、決議する。

とあります。

残念ながら決議は7月8日で、この資料をつくるのには間に合わなかったわけですが、来年は、ぜひこの決議を生かした指導やわかりやすい資料をつくっていただきたいと思います。また、6月議会で中沢議員の質問の中で、採択地区に関して各市町村教育委員会に意向調査をするとの答弁でした。先ほども申し上げましたが、法の趣旨は、あくまでも市町村教育委員会が採択権者であり、責任者であるということをも十分理解を図った上で、共同研究は行ってもよいのですが、できれば単独の市町村教育委員会会議が十分議論の上で採択していただきたいというふうに思います。県においても、県立中学校の教科書採択においては、教育長専決をやめて教育委員会会議の議論を保障したわけですから、そのことの意味をしっかりと伝えていただきたいというふうに思います。

ここで質問を整理しますと、教科書の採択に当たっては、各市町村教育委員会が教科書を採択するために調査研究を行う時間を十分に確保すべきと考えるが、どうか。

2番目として、教科書採択に向けて、県教育委員会はよりわかりやすい選定資料をつくり、各市町村教育委員会に提供すべきと思うが、どうか。

3番目として、採択地区の決定に当たっては、法改正や国からの通知の趣旨の理解を図るとともに、各市町村教育委員会に意向調査を行うべきと考えるが、どうかということです。

次に、高校の教科書について1問だけお聞きします。

先日の産経新聞の報道によりますと、平成27年度から使われる高校の日本史で、東京、埼玉、神奈川は問題になっている実教出版の教科書の採択はゼロであったが、千葉県は10校とありました。非常に驚きました。まだこんな学校があるのかという思いです。子供たちが教科書を読んで、あえて誤解をするように仕向けているような言葉が各所にちりばめられているような教科書に思えます。子供たちが誤解しないように教育をしていくために、学校や教師に対してどのような指導をしていくかお聞かせください。

そこで質問は、高校日本史教科書の採択について、平成27年度に実教出版「高校日本史A」、「高校日本史B」を採択した10校に対して今後どのような指導をしていくか。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについては、我が党の代表質問においても、また他の議員も聞いておりますので、私はかぶらないように1点に絞ってお聞きしたいと思います。

オリンピックのとき、自分は何をしていたかというのは結構皆さん覚えているもので、私は小学6年生でした。サッカーをやっておりましたので、先生が国立競技場に連れて行ってくれるというので、釜本、杉山などが見られるということで喜んでおったんですけども、ちょうど盲腸の手術をしなければならなくなってしまって私だけ行けなくなってしまい、悔しい残念な思い出が残っております。ぜひ子供たちにいい思い出を残してあげたいなというふうに思います。

そこで私の質問は、オリンピックの開会前の大イベント、聖火リレーについてです。ちまたでは、東日本大震災の復興を世界中の人に見てもらうためにも東北3県を走ってもらうなんていう話が聞こえてきております。東北3県だけが被災地というわけではないのでして、ぜひそのまま千葉県にも入ってもらい、銚子から旭も大変な被害を受けたわけですから、その復興ぶりを世界の人々に見てもらい、県都千葉市に入ってもらって、やはりあの浦安も、下水のマンホールが高々と上がってしまったあの映像が日本中に流れたわけで、もう安心ですよというところをテレビで流してもらいたいと思うわけです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○斉藤 守君(続) ありがとうございます。その途中で、どうしても千葉から浦安に入るには船橋を通らなければならないわけですが、ぜひ子供たちに一緒に走ってもらって記憶に残してあげたいなというふうに思うわけです。

そこで質問は、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーについては、ぜひ県内を通ってほしいと思うが、県はどのように考えるか。

以上で1回目の質問を終わりとさせていただきます。(拍手)

○議長(阿部紘一君) 斉藤守君の質問に対する当局の答弁を求めます。知事森田健作君。  
(知事森田健作君登壇)

○知事(森田健作君) 自民党の斉藤守議員の御質問にお答えします。  
きょうは支援者の皆さん、ようこそおいでくださいました。  
まず、県道船橋我孫子線についてお答えをいたします。

県道船橋我孫子線の渋滞対策及び東船橋駅入口交差点の安全対策についてどのように考えているかとの御質問でございます。県道船橋我孫子線は、臨海部と北総地域を結ぶ県北西部の重要な幹線道路であり、近年、沿線での住宅や大規模商業施設の開発が相次ぐなど交通量が増大し、渋滞が発生しているところでございます。これまでに、特に交通量の多い国道357号若松交差点から駿河台交差点までの間について順次4車線化整備を進めてきたところでございます。昨年度、船橋市域の重要な交差点について、交通量や渋滞長などの調査を実施いたしました。今年度は、調査結果をもとに船橋市などの関係機関と連携を図り、県道船橋我孫子線の渋滞対策及び東船橋駅入口交差点の安全対策について検討してまいります。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーについて、ぜひ県内を通ってほしいと思うが、県はどのように考えているかとの御質問でございます。前回、1964年の東京オリンピックでは、聖火リレーが日本中を駆けめぐり、全国各地で大観衆に迎えられました。聖火リレーは走者と観客など、多くの国民が一体となって東京オリンピック・パラリンピックに参加できる貴重な機会であり、両大会に向けた機運醸成にもつながっていくものと考えております。このことから、聖火リレーを含め東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて、千葉県としても全力で取り組んでまいります。

私からは以上でございます。他の問題につきましては担当部局長からお答えをいたします。

○議長（阿部紘一君） 農林水産部長麻生恵君。  
（説明者麻生 恵君登壇）

○説明者（麻生 恵君） 私からは三番瀬海域の漁業権の見直しに関する御質問にお答えをいたします。

三番瀬海域における漁業補償済み海面につきましては存続1年以内の短期漁業権を、また、その他の海面につきましては存続10年もしくは5年の通常漁業権を免許しているところでございます。県では、船橋市漁業協同組合など地元3漁協や関係市と連携し、悪化している漁場の環境改善と生産力強化に取り組んでいるところでございまして、三番瀬の漁場再生を図りながら漁業を継続していくためには、今後の漁業のあり方について、総合的見地から再検討する必要があると考えております。このため県では、現在、漁場の位置や区域などの免許内容の検討、円滑に漁業が営める枠組みづくりなどの課題につきまして、関係漁業者との協議を進めているところでございまして、これらの課題を着実に解決することによりまして三番瀬の漁業振興に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（阿部紘一君） 県土整備部長永田健君。  
（説明者永田 健君登壇）

○説明者（永田 健君） 私からは県道船橋我孫子線についての1問にお答えをいたします。船橋市金杉町地先において、大雨時に道路冠水が発生しているが、どのような対策を考えているのかとの御質問でございます。県道船橋我孫子線の船橋市金杉町地先については、地形的

に低くなっていることに加え、周辺の土地利用も変化していることから、大雨時に路面排水が集まりやすい状態になっています。県としても、排水施設の点検や側溝清掃などを行うとともに、必要に応じて対策を検討してまいります。今後とも日常パトロールなどを実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（阿部紘一君） 教育長瀧本寛君。  
（説明者瀧本 寛君登壇）

○説明者（瀧本 寛君） 私からは教科書採択についての4問にお答えをいたします。

まず、教科書の調査研究を行う時間を十分に確保すべきとの御質問です。教科書を採択するに当たっては、各採択権者が教科書の調査研究を十分に行い、その権限と責任において適正かつ公正に採択を行うべきであると考えます。そこで県教育委員会では、市町村教育委員会が行う教科書の調査研究のための時間を確保しつつ、法令で定められた期間内に採択が終了するよう、各種会議の開催時期を調整するなど、事務手続の工夫に努めているところであります。

次に、よりわかりやすい選定資料をつくり、各市町村教育委員会に提供すべきとの御質問ですが、県教育委員会では、教科用図書選定審議会の意見を踏まえて教科書を選定するための基礎資料として選定資料を作成し、市町村教育委員会に対して指導、助言を行っているところであります。今後も各市町村教育委員会が行う教科書の調査研究に役立つよう、よりよい選定資料の作成に努めてまいります。

次に、教科書採択地区の決定についての御質問です。教科書採択地区は、法令により、各市町村教育委員会の意見を踏まえ県教育委員会が設定することとされており、本年4月に改正された法律の内容や国からの通知の内容については、今年度、各市町村教育委員会に周知したところであり、教科書採択地区の意向調査についても年内に実施をすることとしております。今後とも引き続き教科書採択制度の周知を図るとともに適切な運用に努めてまいります。

最後に、実教出版高校日本史に関する御質問ですが、県教育委員会では、当該教科書の使用に際して、各学校において、学習指導要領等の趣旨を踏まえた指導が確実に行われるよう、引き続き丁寧に指導してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部紘一君） 齊藤守君。

○齊藤 守君 御答弁ありがとうございました。県道船橋我孫子線についてですけれども、事業には緊急、短期、中期、長期という計画があると思うんです。東船橋駅入口交差点については、これは命の問題でありますので、緊急に事業化しなければならない問題だろうというふうに思うわけです。ぜひ来年度予算あたりでは、きちっと対応していただければありがたいなというふうに思う次第です。御要望とさせていただきます。

それから、三番瀬における漁業についてですけども、ちょっとわかりづらかったんですが、御答弁は、短期免許の問題や漁場の区域の問題を解決するというふうに理解してよろしいのでしょうか。これだけちょっと、もう一遍御答弁いただければと思います。

それから、次に教科書の問題です。まだ平成28年度に中学校で使われる教科書はどのような内容になっているのか、今検定審査中なのでわかりません。私は、日本の国と日本人を好きになる子供を育てる教科書になってくれればいいなと思うんです。家族でも、国でも、愛するからこそ、間違ったことがあれば正そうとするし、みんなが幸せになってほしいと思うし、改革もしようと思うんです。

先日、朝日新聞は、慰安婦問題で吉田清治の本や発言がうそだったと認めました。1982年に初めて朝日が報じて以来、16回、吉田証言を使って記事を書いたそうです。世界中に日本と日本人は残虐だという考えを植えつけました。30年間、吉田発言がうそだったということがわからなかったはずはありません。実は最初からわかっていたという話も聞きます。私は吉田清治も、書き続けた朝日新聞も、その記者も、日本を愛していなかったんだろうと思います。うそをついてでも日本をおとしめようと考えていたのだろうと思います。そして、そのことに成功したから、もううそだと認めてもいいだろうと考えたのではないのでしょうか。ですから、このことに反省も何もありません。彼らは日本に対して恨みを持って書き続けたと思えてなりません。恨みから始まった改革は破滅しか生み出しません。結果は、日韓関係も日中関係も、せっかく国交正常化してうまくいきかけていたものを全て壊してしまったではありませんか。私は、日本と日本人が好きだから世界が平和であってほしいと思っております。恨みから出発した改革は戦争に向かっていくだろうと思います。こうした日本人的発想が世界に広がることを願っています。ぜひ子供たちには、教育基本法に示されているように、しっかりとした教育をしていただければというふうに思います。

オリンピックについては、ぜひ知事、頑張っていただければと思います。子供たちにいい国といい思い出を残してあげたいと思います。

以上、2問とさせていただきます。

○議長（阿部紘一君） 農林水産部長麻生恵君。

○説明者（麻生 恵君） 私からは三番瀬海域の短期免許等の問題についての再質問にお答えをいたします。

県といたしましては、関係漁業者と連携しながら、三番瀬の今後の漁業のあり方を総合的見地から再検討する中で漁業権免許のあり方や漁場の区域などの課題解決に向けて取り組んでまいります。

○議長（阿部紘一君） 斉藤守君。

○斉藤 守君 三番瀬はノリやアサリ等の生産により、川から海に入ってきた窒素やリンの回収ができ、東京湾の水質浄化に寄与しているんです。また、貝類漁業において海底を耕すことによって、海の底の砂地の維持改善に貢献しているんです。そのことによって、魚類や貝類の

産卵の場や稚魚の生育の場になり、東京湾全体の生物の循環が行われるわけです。三番瀬の漁業がなければ、自然も首都圏の食も守られないのです。三番瀬海域において、現在の漁業者がこれからも安心して漁業を継続できるよう、また漁業後継者が希望を持って就業できるよう、県には三番瀬海域における漁業権の通常免許化に向けた関係漁業者の協議にスピード感を持って取り組んでいくことを強く強く要望させていただきまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。